平成２７年（フ）第３３８号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目22番11号
破産者　西上さつき
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７０号
大阪府泉南郡熊取町七山３―1011―１ラピュタ206、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町五門西２丁目６番15号
破産者　山本　保子
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８９９号
札幌市中央区北５条西17丁目４番地３　ライオンズマンション北５条406号
破産者　山口　敏美
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２８号
札幌市北区新琴似11条14丁目８番７号
破産者　榊本　雅直（旧姓小川原）
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5898番地26、従前の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸470番地17
破産者　波多野京子
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２５７号
群馬県前橋市紅雲町２丁目13番３―201号　コーポブランチ
破産者　柳澤よね子
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２８号
静岡県焼津市上新田729番地、住民票上の住所静岡市清水区押切1521番地の７
破産者　横山　典雄
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９７号
静岡市葵区安東２丁目２番24―２号
破産者　加賀田奉昭
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７５号
静岡県焼津市焼津１丁目16―21　ビューラ小松原105号室、開始決定時住所静岡県焼津市五ケ堀之内901番地の３
破産者　石原　利之
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４５号
名古屋市瑞穂区高田町２丁目15―１　シャルム瑞穂103号、住民票上の住所名古屋市港区本宮町６丁目４番地の１　ラ・シャティエール　１Ｃ号
破産者　日野　達弘
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３９号
愛知県長久手市長配１丁目710番地　おーくたうん長久手Ａ―201号
破産者　杉山　　祥
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３４７号
名古屋市守山区天子田３丁目1001番地（大森向住宅８棟207号）
破産者　松野　祐司
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４２号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番110―902号（大幸東団地）
破産者　月原　博美
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
兵庫県西宮市深谷町12番33号、開始決定時の住所神戸市北区有野町唐櫃3694番地の260
破産者　山田　法男
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４１号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目13番２号
破産者　山崎　知行
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０６号
兵庫県姫路市飾磨区構５丁目243番地
破産者　足心道姫路支部こと　中谷珖一郎
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４７号
大分市富士見が丘西２丁目３番１号
破産者　吉田　千恵
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
大分県竹田市直入町大字長湯1819番地11
破産者　河井　佳夫
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２８５号
函館市西桔梗町715番地９　ＷＥＳＴ　ＫＩＫＹＯ　202号室
破産者　真嶋　里佳
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所